

(仮称) 由利本荘市観光振興計画策定に関わる 評価分析および市場動向調査業務プロポーザル実施要綱

1. 業務の目的

本市では平成27年3月に策定された由利本荘市観光振興計画（以下、「現計画」という。）において、「鳥海山を核とした広域観光振興」を基本戦略に掲げ、桑ノ木台湿原をはじめとした観光スポットの魅力向上や、シャトルバス運行による二次アクセスの構築、スポーツ、文化を活用した体験コンテンツの創出などに取り組んできたが、この間、新型コロナウイルス感染症による急激な社会情勢の変化と、鳥海ダム建設や洋上風力発電施設建設といった大型事業の推進などにより、本市を取り巻く情勢が大きく移り変わっており、策定より10年目となる現計画の指針や事業計画は現状に沿わないものになっている。

このことから、新たな市場の潮流をつかみ、復活基調にあるインバウンド需要を的確にとらえながら、経済波及効果の最大化を図るべく、令和8年3月策定の新たな観光振興計画（以下、「新計画」という。）を立案する必要がある。

本業務では、新計画策定に伴って必要となる観光市場のトレンドデータを含めた市場動向調査と、本市がこれまで取り組んできた事業の効果を分析、評価する能力が求められる。その上で、現在、市内で進められている大型事業を観光に利活用するなど、これまでにない可能性を模索するとともに、新計画の新たな目標指針と、指標データを導き出すための事前調査業務である。

2. 業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 由利本荘市観光振興計画策定に関わる評価分析および市場動向調査業務
(以下、調査業務とする)

(2) 業務の内容

特記仕様書（別紙1）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(4) 委託料の予算額と契約行為

当該業務に係る委託料の予算額は6,000千円（消費税及び地方消費税を含む）である。よって、提案できる見積額は6,000千円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とし、予算額を超過する場合は失格とする。なお、企画提案による選定者は、本業務の随意契約者として特定するが、契約条件について相互確認の上、改めて見積を依頼する。

(5) 成果品の内容

特記仕様書（別紙1）による。

3. 発注者及び連絡先

- (1) 発注者 由利本荘市長 湊 貴信
- (2) 連絡先 〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎 17 番地
由利本荘市観光文化スポーツ部観光振興課
電話 0184-24-6349 ファクシミリ 0184-24-3044
電子メール kanko@city.yurihonjo.lg.jp

4. 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

5. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 公告日以前に由利本荘市に令和5・6年度入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。入札参加資格審査申請書を提出していない者、若しくは受理されていない者については、参加表明書と併せて提出し、参加表明書の提出期限までに受理されていること。この場合、入札参加資格はこの事業に限り有効とする。
- (3) 企画提案書等の提出期限において、由利本荘市の指名停止を受けていないこと。
- (4) 過去10年間（平成26年4月から令和6年3月まで）において、自治体における観光振興に関わる計画の策定、またはそれに準ずる調査業務の実績を有していること。

6. 参加表明等

「5. 参加資格」に掲げる条件を全て満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

- (1) 提出書類
 - ア 本業務における企画提案参加表明書（様式第1号）
 - イ 会社概要書（様式第1号-2：別様にて資料がある場合は添付を認める）
 - ウ 業務実績書（様式第1号-3：別様にて実績がわかる資料がある場合は添付を認める）
- (2) 提出部数
各1部
- (3) 提出方法
持参または電子メールおよび郵送（書留郵便に限る）により提出。
郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先に確認のこと。
- (4) 提出期限
令和6年 5月15日（水） 午後5時
持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(5) 提出先

由利本荘市観光文化スポーツ部観光振興課
〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地
電話 0184-24-6349 ファクシミリ 0184-24-3044
電子メール kanko@city.yurihonjo.lg.jp

(6) 参加の承認

参加承認の可否については、令和6年5月17日（金）までに、参加表明書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

7. 質問書の受付及び回答

本業務に関して質問がある場合は、質問書（任意様式）により提出すること。

※口頭による質問の受付は行わない。

(1) 提出期間

令和6年5月20日（月）～22日（水） 午後5時

(2) 提出方法

電子メールによる提出とする。

(3) 提出先

上記担当連絡先に同じ。

(4) 回答方法

令和6年5月24日（金）までに、電子メールにより参加表明者に回答する。

(5) 辞退届けについて

参加表明後、質問の回答内容によって辞退する場合は令和6年5月30日（木）まで辞退届けを連絡先まで提出すること。

8. 企画提案

調査業務の業務内容を踏まえ、下記の要領で企画提案書を提出すること。なお、提出された書類は返却しないものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（別紙2）

イ 企画提案書（任意様式 表紙を除いて15ページ以内とする。）

・ A4版サイズ・左綴じ・文字サイズは10ポイント以上とする。

・ 1事業者1案として、PRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載し、意思表示は明確にすること。

・ 提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないようにすること。

ウ 実施体制調書（別紙3）

エ 見積書（任意様式）

A4版で様式は自由だが、業務名と見積金額（税込）、積算内訳を記入すること。

※2-(4)に示した委託料の予算額内とする。

(2) 提出部数

アのみ1部提出。

イ～ウまでを1部として整理し、10部提出。

※エについては、正本1部のみ社印を押印し、残り9部は複写可。

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）により提出。

郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先に電話で確認すること。

(4) 提出期限

令和6年6月5日（水） 午後5時

持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出先

上記担当連絡先に同じ。

9. 委託予定者の選定方法

(1) 選定方法

委託予定者の選定は、「由利本荘市観光振興計画策定に関わる評価分析および市場動向調査業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」とする。）」の審査において、次により決定する。なお、審査は非公開とする。

ア 企画提案のプレゼンテーションを「10. プレゼンテーションの実施」により行う。

イ プレゼンテーションの内容を評価し、「由利本荘市観光振興計画策定に関わる評価分析および市場動向調査業務プロポーザル評価基準（以下、評価基準とする。）」に基づき審査する。

ウ 「評価基準」に基づき書類審査25点、プロポーザルのプレゼンによる審査50点の合計75点満点で評価点の採点を行う。

エ 「評価基準」の評価点が最も高く、見積書の額が「2. 業務委託の概要」の「(4) 委託料の予算額」以下であった場合、委託予定者として選定。

オ 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、委託予定者を決定する。

(2) 評価基準

下記の項目について審査する。

評価資料	評価項目
会社概要	会社状況、業務実績、業務実施体制
企画提案内容	実施内容、基礎調査、独創性・創意工夫 業務スケジュール、市との役割分担
プレゼンテーション	コミュニケーション能力、取組姿勢

10. プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時（予定）

令和6年6月26日（水） ※時間については後日連絡する。

(2) 実施場所

由利本荘市内で発注者が指定する場所

※天変地異や感染症のまん延による行動制限等、特殊な事情がある場合にはインターネットを利用したオンライン会議ツール等で実施する場合がある。

(3) 実施時間

1事業者につき30分程度とする。

プレゼンテーションを20分以内とし、その後、質疑応答を10分程度設ける。

※プロジェクター使用の場合は由利本荘市で準備するが、パソコン等の機器は持参すること。

(4) その他

ア プレゼンテーションは、その内容を非公開とし全て録音、録画するものとする。

イ プレゼンテーションは、企画提案書で提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布はできないものとする。

ウ プレゼンテーション及び質疑への回答は、本業務を受託した場合に実際に業務を担当し責任を持つ者が行わなければならない。

エ 同席者は、2名まで認める（説明者とあわせて3名までとする。）。

オ 2事業者以上から企画提案書の提出があった場合、プレゼンテーションの順序は提出が早かった順番とする。

11. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、これを失格とする。

(1) 「5. 参加資格」の条件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、「(仮称) 由利本荘市観光振興計画策定に関わる評価分析および市場動向調査業務プロポーザル審査委員会」が失格と認めた場合

12. 企画提案に関する経費

当該プロポーザルの企画提案に関する必要経費は、すべて企画提案者の負担とする。

13. 特定及び非特定に関する事項について

審査委員会の審査結果に基づき、由利本荘市は特定した委託予定者に対しては、特定された旨を書面により通知する。また、特定されなかった事業者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知するものとする。

14. 日 程（予定）

令和6年 4月24日（水）	当該要綱公表（特記仕様書等含む）
令和6年 5月15日（水）	参加表明書の提出期限
令和6年 5月17日（金）	参加可否の回答
令和6年 5月20日～22日 17:00	質問の受付期間
令和6年 5月24日（金）	質問の回答日
令和6年 5月30日（木）	辞退届の提出期限
令和6年 6月5日（水）	企画提案書等の提出期限
令和6年 6月26日（水）	プレゼンテーション実施
令和6年 6月28日（金）	審査結果通知
令和6年 7月10日（水）	入札予定日

15. その他

(1) 業務の再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で本発注者の承諾を得なければならない。

(2) 業務成果の帰属等

ア 著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、発注者へ帰属するものとする。

イ 著作権の処理

本業務の成果品は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。

(3) 通信事故について、発注者は一切の責任を負わないものとする。